

長野市開発行為指導要綱に基づく協定書

(公共施設の管理者)

長野市長 宛

開発事業者

住 所

氏 名

印

電 話

長野市開発行為指導要綱第7の規定に基づき、下記の開発行為に関係がある既存の公共施設等について協議を求めますので、関係図書を添えて申し出ます。

I 開 発 行 為 の 概 要								
開発区域に含まれる地域の名称及び面積								
開発行為に関する工事が行なわれる地域の名称								
予定建築物の用途				自己用・自己の業務用・否自己用の別				
工事着手予定日				工事完了予定日				
開発行為及び開発行為に関する工事の設計			別添設計図のとおり。但し、事前協議後、市の意見に基づく訂正等をした場合は、その設計図書による。					
II 長野市開発行為指導要綱第7に係る協議								
■開発区域内に存する既存の公共施設等								
符号	公共施設の名称	公共施設の位置	幅 員	延 長	面 積	廃止・付替・拡張の別	関連する管理法等の手続き	
			m	m	m ²			
■開発行為に関する工事一覧								
符号	公共施設の名称	公共施設の位置及び範囲			工事内容		関連する管理法等の手続き	
■新設される公共施設								
符号	公共施設の名称	配置・規模・構造等		面 積	管理者となる者	土地の帰属	費用の負担者	備 考
				m ²				
☐ 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第25条第2号に係る基準に関する道路管理者の同意								
☐ 都市計画法施行令第25条第4号に係る基準に関する道路管理者の同意								
☐ 消防水利に係る管理者の同意								
添付図書	1.設計説明書 2.開発区域位置図(1/2,500)(都市計画区域外1/10,000) 3.開発区域現況図(1/500以上) 4.造成計画平面図(1/500以上) 5.造成計画縦横断面図(1/500以上) 6.構造図(1/50以上) 7.敷地測量図 8.同意書(既設の公共施設の地形変更する場合及び排水を放流するとき) 9.公図 10.その他必要な書類							
この申出について、公共施設等の管理上支障がないと認められますので、長野市開発行為指導要綱第7の規定に基づき以下の条件を付して同意します。						建指第 号 年 月 日		
長野市長						印		
■同意の条件								
1 開発行為により設置される公共施設等で長野市に寄付されるもの又は長野市が管理するものについては、長野市開発行為指導要綱第12に規定する検査済証の交付後、速やかに公共施設等の引渡書を提出し、当該公共施設等の帰属に係る手続を行うこと。								
2 長野市開発行為指導要綱第12に規定する検査済証の交付後1年を経過するまでの間に公共施設等の工事請負契約に係る契約不適合に起因する破損、破壊、事故等が生じた場合は、開発事業者の責任において対処するとともに、必要な補修等を行うこと。								

備 考 公共施設の名称は、道路、水路、公園、消火栓等種別ごとに記入すること。
同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要欄にその旨記入すること。
道路側溝、法敷は、道路敷の面積に算入すること。